

[研究ノート]

初等社会科法関連教育の授業開発

—憲法学習の改善を目指して—

菊 池 八穂子・橋 本 康 弘

名古屋学院大学スポーツ健康学部・福井大学教育学部

要 旨

従来の憲法学習の多くは、憲法の三大原則を教え込んでしまう内容主義に陥っている。そのため、子どもたちになぜ憲法が必要なのか、という疑問を持たせることなく、受動的に憲法を受け入れさせてしまう。そして何よりも「憲法とは何か」という本質的な理解をさせることができない。初等教育における憲法学習の目的は憲法の内容を教えることではなく、民主主義国家の中での憲法の役割がわかるようにすることであると考える。民主主義国家における憲法の役割とは、国民の人権を保障するために政治に縛りをかけることである（憲法の制限規範性）。そしてこの政治に対する制限規範としての憲法の役割を理解させることのできる授業開発をすることが本研究の目的である。

キーワード：初等社会科、法関連学習、憲法学習

Developing a lesson plan for Law-Related Education in social studies at elementary schools — Improving the Strategy for Education about the Constitution of Japan —

Yahoko KIKUCHI / Yasuhiro HASHIMOTO

Factory of Health and Sports / Graduate School of Education

Nagoya Gakuin University / University of Fukui

1. 問題の所在と研究の目的

現在小学校で行われている憲法学習の多くは、現行の日本国憲法の内容を、いくつかの事例を通して子どもたちに理解させることで留まっていることが多い。けれども、初等教育段階の子どもたちにいきなり憲法の三大原則を教え込んでしまうことは、子どもたちになぜ憲法が必要なのか、という疑問を持たせることなく、受動的に憲法を受け入れさせてしまう。そして何よりも「憲法とは何か」という本質的な理解が抜け落ちてしまう。

この問題点を克服するために、憲法誕生の歴史的背景を丁寧に学習し、アメリカが日本の民主化と非軍事化のために作った経緯にふれながら憲法が基本法であることを学習させる実践^{*1}や、何度も追試されている子どもたちに学級憲法づくりを体験させることによって憲法の意義を考えさせる向山洋一氏の実践^{*2}、さらには日本国憲法に示されている基本的人権の中のプライバシー権を政府や地方公共団体が侵害した場合の事例を通して憲法が持つ意義に気づかせる授業の提案^{*3}などがある。これらの先行研究は、憲法の持つ役割を本質的に学習させるまでには至っていないのではないだろうか。

初等教育における憲法学習の目的は憲法の内容を教えることではなく、民主主義国家の中での憲法の役割がわかるようにすることであると考える。民主主義国家における憲法の役割とは、国民の人権を保障するために政治に縛りをかけることである（憲法の制限規範性）。そしてこの政治に対する制限規範としての憲法の役割を理解させることのできる授業開発をすることが本研究の目的である。

2. 現行教科書の学習展開の分析

2.1 教科書内容の根拠となる学習指導要領

小学校学習指導要領には憲法学習に関連し、次のように6年生の内容が明示されている^{*iii}。

「我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連づけて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようする

(アは省略)

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること」

この記述を受けて、小学校での憲法学習は、国家の理想として「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の3大原則と天皇の地位、国民としての権利及び義務を学習する。

2.2 教科書の大単元の学習展開

現在使用されている2014年検定済み2015年改訂版4社の教科書の憲法学習はすべてが憲法学習の小単元の前に政治についての小単元の学習をすることになっている。国民の願いを政治がどのように実現させているかを学習した上で、その政治の裏付けとして日本国憲法を扱うという大単元の学習展開になっているのは4社共通である。4社の、政治単元の導入の国民の願いを実現した事例としての題材は、いずれも近年の日本の国全体の政策課題である「少子化」「高齢化」「防災」をテーマに地域での取り組みを紹介している。

4社ともに以下の特徴が見られる。

①「少子高齢化」対策と「防災」の2事例か

ら選択して学習することになっており、改訂以前に比べて「防災」の視点が重視される傾向にある。

②「少子化」対策、「高齢化」対策のいずれを扱う事例も、公共施設の建設、いわゆる「箱物行政」を中心に扱うのでなく事業全体の内容を扱う事例となっている。ただし、東京書籍は従来の公共施設の建設中心の傾向が見られる。

③税金に関して扱う内容が増加傾向にある。

この三点の特徴は、日本の現在の「少子高齢化」「防災対策」「財源の確保」という政策課題をそのまま教科書事例としていることに集約される。現実の政策課題をストレートに教科書で取り上げるのは、政治の役割について理解し、主体的な参画の資質を養うために適していると言えるのだろうか。

政策課題を課題として認識させるための学習過程が必要なのではないだろうか。

単元の終末部では、政治の財源である税金について触れ、最後に議会と選挙の大切さを学習させる展開と4社ともになっている。単元の導入として「少子高齢化」「防災対策」という実際の政策課題を扱うことが、子ども達に、政治に対して期待や夢を持たせる効果があるのだろうか。議会が本来担っているはずの、限りある財源を使ってより効果的にみんなの願いを実現させるための調整機能に切実さを持たせることができるのだろうか。現行の政治に対し受容をさせはこそ、批判や改善の視点を持たせることは期待できない。政策課題のすべてが解決できているように理想的に描かれた政治の裏付けとして日本国憲法を政治学習の次に学習することには疑問を感じる。

平成23年度の新学習指導要領改訂時に「社会保障」の内容が加えられることとなった。「社

会保障」の内容には障害者、子ども、高齢者、傷病者など社会的弱者が安定した国民生活をおくことができるようになるためのさまざまな保障が含まれている。政治の力で社会的弱者を救うことは意義のあることで大事な政治の役割の一つであるが、すべてではない。初等教育段階の子どもたちの特性として、学習した一事例がすべてであると錯覚しやすいことがある。初等教育段階の子どもたちの社会認識を深める手立てとして、一事例から他の事例を推測し、政治の働きの原理原則を理解させるよりは、政治の働きの原理原則を先に理解させたのちに、事例として「身近な公共施設の建設」なり「社会保障」なりを学習させるほうが有効であると考える。なぜならば、政治の働きや日本国憲法の役割は、本来は子どもたちの生活に密接に関連のあることがらであるにもかかわらず、子どもたちにはほとんど見えてはおらず実感がないのである。小学校社会科で公民的分野を学習する以前の地理的分野や歴史的分野の学習内容以上に子どもたちにとって遠い学習内容であるので、単元の最初の段階でまず、本当は政治のはたらきが自分たちの生活にとても近いということを感じさせる必要がある。その身近な事例は「公共施設」や「社会保障」ではなくてはならないわけではない。これらの課題に対する政治の小単元の授業改善の提案については拙稿^{*iv}を参照されたい。

政治の小単元と同様に憲法の小単元においても、憲法が自分の生活の身近であることを実感させると同時に、最初に憲法の原理原則を学習させるためには、まず憲法の三大原則ありきでなければならないわけではない。

2.3 教科書の「憲法」小単元の学習展開

憲法の小単元の導入に各教科書会社が扱う題

材は表1の通りである。光村図書の教科書では「私たちの暮らしと憲法はどうつながっているのでしょうか」と単元の導入で問い合わせ、いきなり前文、そして三大原則とたたき込むように学習が進められる。暮らしと憲法を結びつけるはずの政治の働きに着目しにくく、国民と憲法という関係でしか憲法を捉えることができない。教育出版の教科書が駅を公共施設と捉えて導入で扱う学習展開も政治と憲法の関連に結びつけることは困難である。東京書籍と日本文教出版の教

科書は導入から一貫して県や市の行政から政治の役割や政治と憲法の関連を学習させる姿勢を貫き、政治と憲法の関連を認識させたいという意図を感じる。前者2社のように単元導入後は三大原則を説明するのみにならないよう、子どもたちにとって身近であると思われる県や市の政治から憲法の三大原則を再考し直す学習展開となっている。しかし、民主主義国家の中での憲法の役割（制限規範性）に対する本質的な理解までは不十分である。

表1 各教科書会社憲法学習導入の題材

教科書会社	導入題材	政治単元との関連
東京書籍	老若男女、障害のある人も楽しめる大阪府堺市の大泉緑地にある公園	堺市ではどのように「ユニバーサルデザインまちづくり」を実現しているか確かめる
日本文教出版	茨城県ひたちなか市における県や市の取り組み	県や市の取り組みはどのような考え方をもとにしているのか
教育出版	だれもが使いやすい駅－公共施設	国民主権と政治との関わり、住民投票とパブリックコメントの事例
光村図書	日本国憲法と私たちの暮らしとのつながり	国民主権と政治との関わり

3. 授業改善の方向

まず、政治の小単元において議会が限りある財源を使ってより効果的にみんなの願いを実現させるための調整機能を担っていることを十分学習するということを前提として、憲法の小単元の学習展開を改善したい。

実際の政治では、利害が対立したり、様々な立場にある多くの人たちの願いの調整が不可欠である。調整を実際に行う議会において、多数決でものごとが決められていく以上、いつでも一番多くの人たちが賛成した考えが最良であるかといえば、必ずしもそうであるとは言い切れない。政治が暴走する可能性もあることをふまえてこそ制限規範としての憲法の必要性を理解

することができる。

このように、制限規範としての憲法の必要性・役割を子どもたちに理解させるためにためには、憲法の存在を前提とした政治の実例を用いるよりも、むしろ憲法以前の（憲法のない）状況を単純化してイメージできる逸話に置き換えて考えさせる手段が有効と考える。

次項に開発した単元を示すが、筆者自身の授業実践をふまえ、一部改良を加えた形で示した。なお、授業実践には、ゲストティーチャーとして法の専門家である井上毅弁護士に参加していただいた。

4. 単元開発

(1) 単元名 わたしたちのくらしと日本国憲法

(2) 単元目標

- ・国民のくらしと日本国憲法のかかわりに関心を持ち、進んで調べようとする。（関心・意欲・態度）
- ・我が国の民主政治は、日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考える。（思考・判断）
- ・国民のくらしと日本国憲法のかかわりを教科書や資料を活用して調べ、効果的にまとめることができる。（技能・表現）
- ・民主的で平和な国家を築く上で、憲法の三大原則が重要であることを理解する。（知識・理解）

(3) 単元計画（総時数 5時間）

次 (時数)	ねらい	学習活動と児童の主な意識の流れ	・指導と○評価
第一次 (1)	日本国憲法の役割を知り、内容を調べる計画を立てる	<p style="text-align: center;">[本 時]</p> <p>政治が間違わないようにするために憲法が必要なんだ。くわしく調べたい。</p>	○民主的な政治を行うために必要な日本国憲法について調べる意欲を持つ
第二次 (3)	日本国憲法の内容を調べ、自分たちの生活とのかかわりを考える	<p><日本国憲法の内容を調べよう></p> <p>○どんなことが原則になっているのだろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・国民主権 ・平和主義 <p>○基本的人権について調べよう</p> <p>○国民主権について調べよう</p> <p>○平和主義について調べよう</p> <p><憲法の三大原則が金沢市の政治に生かされているか考えよう></p> <p>○自分たちの身の回りで憲法の精神が十分に生かされていないと思うことはなんですか。</p> <p>○金沢では、市の政治に憲法の三大原則をどのように生かそうとしているのか質問して確かめてみよう</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日本国憲法の三大原則は身近な金沢にも生かされていた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に金沢市ではどうなっているのか調べさせる ○憲法の三大原則が金沢市の政治にも生かされていることがわかる
第三次 (2)	日本国憲法についてわかつたことをまとめる	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">民主的で平和的な国家を築くために、日本国憲法の三大原則は重要な役割を果たしている</p>	○民主的で平和な国家を築くための日本国憲法の役割の重大さがわかる

(4) 本時の学習（第一次 1 時）

①題目 「政治に必要なものはなんだろう」

②ねらい 制限規範としての憲法の必要性を理解する

③学習展開

学習活動（分）	子どもの思考の流れ	・支援と○評価
1 学習課題を知る (5)	○政治に必要で、まだ足りないものがあることを知らせる ＜政治に必要なものはなんだろう＞ ○ある王様の政治の話を聞いて考える ・一人で決めるのはおかしい ・でも、ちゃんと政治をしてくれるのならいい ○この国の政治に必要なものはなんだろう ・やっぱり議会があったほうがいい ・選挙で議員を選んだ方がいい ○国民が選んだ議員が賛成して決めた法律には絶対に従わなければならないのか話し合う ○どんな理由でこの法律に賛成しますか ・病気の人が減る ○どんな理由でこの法律に反対しますか ・寝る時間まで法律で決めてほしくない ・夜更かしで1万円の罰金は高すぎる ・夜、仕事のある人は困る ○法律がいつも正しいのでしょうか。正しくないと思う人はどうしたらしいと思いますか。 正しい ーみんなが選挙して選んだ議員が決めたことだからいい 正しくない ー間違えることもあるかもしれない。 ・正しいか正しくないかの判断は誰がするのか ・正しいか正しくないか基準が必要 ○法律が正しいかどうかの基準はあるのか ・「みんなで相談して決めるときでも、これだけは守らなければならない！」というルールを決めておく。そのための憲法 ○憲法を守らなければならないのは誰か ・国民ではない ・政治が憲法を守らなければならない	・架空の王様の話を用意する
2 逸話 1 から問題点を考える (10)		・ワークシートを準備する ・自分の考えを書かせる
3 逸話 2 から問題点を考える (20)		・4人組で少し考えさせてから話させる
4まとめをして学習計画立ててみる (10)	政治が間違わないようにするために憲法が必要なんだ。これからくわしく調べたい。	○なぜ憲法が必要なのかを理解する [ノート]

逸話

○ある国のお話です。このお話から考えましょう。

その国の王様は政治にとても自信がありました。「みんなが幸せに暮らせるように、がんばるぞ。そうだ、タバコは健康によくない。そんな悪いものにはたくさん税をかけることにしよう。ほかにも健康に悪いものには『健康税』をかけることにしよう。きょうからタバコは一箱千円。タバコのほかに健康税をかけるものはないか？たくさん集めた健康税を使って、病気の人が病院でかかるお金をただにすることができるぞ。これで国民は病気になっても安心。」自分一人でいつでもこんな調子で政治を行っていました。

ワークシート

＜政治に必要なものは何だろう＞

名前（ ）

○お話を続きです。続きをから考えましょう。

王様は反省し、選挙をして大統領に当選し、大統領として政治をさせてもらえることになりました。国民は、みんなのためにがんばってくれる王様が大好きだったんですね。大統領になった王様は、もちろん議会を開き、政治のことは議員と相談して行うことになりました。健康税についても議会に提案し、賛成多数でさくタバコは一箱千円になりました。気をよくした大統領が次はこんなことを議会に提案しました。

「夜ふかしは体によくない。国民は全員12時前に寝るようにする法律をつくろう。この法律を守らなかった人からは1万円の罰金をとるぞ。」

議員たちは議会で話し合いました。この法律がいいか、悪いか、理由も十分聞き合って、最後に多数決をしました。わずかな差でこの法律は決まりました。

Q この法律に賛成ですか反対ですか。○をつけて、理由を書きましょう

賛 成 · 反 対

理由

5. 授業結果とその考察

授業当日、子どもたちは逸話にとても興味を持ち、一生懸命考えていた。

まず、国の政治を進めるしくみに、議会が必要なことは既習を生かし、すぐに答えることができた。

そして、大統領が考えた「夜ふかし禁止法」に賛成と思うか、反対と思うか、という質問には、わずかに39人中5人の児童が賛成と答えた。あとは大多数が反対であった。賛成と反対のそれぞれの理由は以下の通りである。

〔「夜ふかし禁止法」に賛成の理由〕

- ・夜ふかしは体に悪いから。

〔「夜ふかし禁止法」に反対の理由〕

- ・仕事でどうしても12時過ぎまで起きていなければならぬ人もいる
- ・大人は働いて帰ってきて、ゆっくりしたい人もいる
- ・急病人など、緊急の時に困る
- ・寝る時間は自由にしたい、決めてほしくない
- ・12時に1分でも前に寝れば、起きる時刻は12時1分でもいいのか
- ・どうやって、12時前に寝たことを確かめるのか

自分たちの学級では反対の人が多かったけれど、このお話の議会では多数決で通ってしまったことを確認し、法はいつでも正しいと思うかどうか、4人グループで相談させた。一部「夜ふかし禁止法」にとらわれすぎ、「夜ふかし禁止法」についてだけ考えるのか混合した児童もいたので、どんな法でもということを口頭で伝えて考えさせた。4人グループでの相談は、必ずしもどちらかに結論をまとめる必要はなく、出された理由は全部紙に書いて黒板に掲示させ

た。子どもたちから出された理由は原文のまま、以下の通りである。

【法はいつでも正しいと思う理由】

- ・正しいから法になったと思うから
- ・国民が選んだ議員さん達が決めたことだから
- ・議員が深く考えて決まった法律だから
- ・法を守らないと犯罪になるから

【法はいつでも正しいと思わない理由】

- ・多数決で少しの差で法が決まつたら、本当は正しくないという場合があるから
- ・多数決がまちがっているかもしれないから
- ・「夜ふかし禁止法」のように不平等のため、安心して生活できない人々が出てくる場合もあるから
- ・その法で国民全員が幸せになるとは限らないし、ある一部の人だけが幸せになるものなら、そんな法はいらないと思う
- ・国民全員に平等ではないことがあるから
- ・議員さんが決めた法律でも、国民から見たら不便なところもあると思う。裁判などでおかしいところも見つかると思う
- ・（ゲストティーチャーの井上弁護士に聞いた）1800個ある法律の中で、すべてが正しいというわけではないと思う
- ・状況によって変わってくるから

ここまで話し合った時点で時間が足りなくなり、本来この授業の一番の核心であり、もっとも子どもたちに自分たちで考えてほしい発問「法が正しいか正しくないかを考えるときに必要なものはなにか」について、考えさせる時間がなくなってしまった。当日の指導案には「正しくないと思う人はどうしたらいいと思いますか」という条件つきで考えることになっていたが、本来は、正しい、正しくないについて討論

させ、正しくない方に子どもたちが結論を出せたら、改めて全員に「法が正しくないときもあるとしたら、何が必要か」を問い合わせ、「正しいか、正しくないかを判断するためのものさし(=日本国憲法)が必要」ということを子どもたちに考えさせるべきであった。実際の授業ではG Tの井上弁護士に「法が正しいか正しくないかを考えるときに日本国憲法をものさしとして使う」ことを説明していただいた。前項で示した指導案ではその点を改良して示している。

授業の時間のなかで授業のふりかえりを書かせることはできなかつたが、宿題として書かせたふりかえりの概要は以下の通りである。

【授業のふりかえりの全員の記述の分類（39）

人中の人数、重複あり】

- ①法がいつでも正しいとは限らないと初めて知った（21人）
 - ②法が多数決で決められると知った（2人）
 - ③法律を決めるのはむずかしいと思った（1人）
 - ④法を決めるときや政治を行うときのものさしが憲法だとわかつた（11人）
 - ⑤憲法は大事すごい（6人）
 - ⑥憲法に従うのはまちがいをなくすためだとわかつた（5人）
 - ⑦過去にはよかつた法でも、後の時代になつたら悪くなる場合もあるとわかつた（5人）
 - ⑧憲法は必ず守らなくてはいけない（2人）
 - ⑨このやり方を続けてほしい（2人）
 - ⑩憲法によって守られていると思った（1人）
 - ⑪憲法がいつでも正しいのかわからない（1人）
- これらの子どもたちの記述の中で、一番多かった「①法がいつでも正しいとは限らないと初めて知った」という感想から、子どもたちに法規制の必要性を実感的に理解させることは概ね達成できたのではないかと考える。さらに、

④～⑩のべ32人による憲法に関する記述から、憲法の役割を理解させることができたと判断する。

【具体的記述の抜粋】

・今日新たにわかつたことは、法はいつでも正しいと思っていたけれど、法はいつでも正しいとは限らないということです。法はいつも正しいとは限らないけど、憲法は必ず守らなければならない約束だということがわかりました。井上先生に教えていただきて、議会の意見で賛成多数で法が決まっても、後から正しくはないんじゃないのかという法もあるということがわかりました。

・政治に必要なもの、もう一つは憲法ということがわかりました。法律がすべて正しいものではないので、その法律が憲法に違反していないかを調べるためにも、憲法が大切になってくる事がわかりました。だから私達は、法律が正しくない場合、憲法によって守られているんだな、と思いました。17条の憲法や大日本帝国憲法も学習しましたが、今回改めて憲法の大切さがわかりました。

・法律を決めるときに、またそのためのルールがあつて、それが憲法だとわかりました。今まで何気なく憲法という言葉を使っていましたが、全然意味がわかつていなかつたんだと思いました。また、今の法律のすべてが正しいとは限らないとわかりました。多数決で正しい人が少なかつたり、裁判で気づいたり、色々な理由がありましたが、時代が変わると変わつてくる法律もあつて、戦後みたいに、日本が大きく変わることがあつたら、法律も大きく変わつてしまうのかな、と思いました。

・私は法律は守らなければいけないものだけれど、なんでも守ればいいとは思わない。ワーク

シートの「夜ふかし禁止法」のようによくない法律もあると思う。そのために憲法があるんだと改めて納得しました。こうして思うと日本の法律はどうなっているのかな⁽¹⁾、と思えてきた。井上弁護士も言っていたけど、正しくても少数意見もあって、多数決ではかなわないこともある。私も、たしかにそうだな、と思うこともありました。テレビで国会中継を見ると、どうして少数意見を聞かなかつたり、その意見に対してもヤジをとばす人がいたりするんでしょうね。

・今まで法はどれも正しいと思っていました。けど、井上弁護士のお話を聞いて、立場や情況によって変わってくると思うし、話し合って決めても、自分がその立場に立ってみないとわからないこともあるので、法はすべてが正しくはないと思いました。法律はたくさんつくられているけど、それらのつくった法律だけでは考えられないことがある時は、これから先、もっといい国になるように憲法を大切にしたいと思いました。憲法が初めてできたのは17条の憲法だけど、その時代より今の方が政治的にはいいと思うし、これから先もっとみんながよりよくらしく生活するために、発展してほしいと思いました。⁽²⁾

これらの具体的記述の中でも下線（1）のように、架空の話で憲法の制限規制の原則を理解した上で、実際に今までに憲法に違反した法律はなかったのか、という視点を子どもたちが持てる事が望ましい。

また、下線（2）のように日本国憲法と過去の憲法を比べ、そのよさを理解したり、政治が今後もっとよりよく発展してほしいという視点を持てたこともよかった。

本時の学習後、単元の第二次で憲法の三大原則を学習し、「自分たちの身の回りで、憲法の精神が十分には生かされていないことはなんですか。」と子どもたちに問い合わせ出した。その問い合わせに対して子どもたちからは①虐待などの事例から子どもの人権は本当に守られているのか疑問に思う②日本の首相は今まで全部男だったので、男女は本当に平等か疑問に感じる③不景気から失業者が多く、働く権利が守られているのか疑問に思うの3点が出された。そこで、金沢市役所にFAXで上記の3点について何か対策がとられているのか質問を送って、具体的な対策を教えていただいた。3点ともに実際に市の行政が対策を行っていることを子どもたちは知ることができた。

最後に、憲法の小単元全体の学習を終えたふりかえりを紹介したい。

○憲法の学習で学んだことは、昔は天皇中心で、政府だけで政治をやっていて、国民の意見はあまり聞いてもらえない、くやしい思いをしたけど、今は国民も政治に参加できて平和になったのでよかったです。今と昔の憲法をくらべると、国民優先になったと思います。

○日本国憲法は、国の政治のもととなるきまりであることがわかりました。その憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の3つが中心となってつくられている。私たちは憲法があるから、何も問題なく学校に通えてくらしているんだな、と思いました。だから、憲法は法律よりも改正の手続きが厳しいんだとわかりました。

○ぼくは、憲法はあってもなくてもいい存在だと思っていました。だけど憲法はむしろすごい存在だということがわかりました。憲法がなかったら日本が絶対に戦争をしないという約束が

ないということだから、憲法はすごく大事ということがわかりました。

○日本は基本的にみんなが平等に、いやな思いをさせないように憲法をつくっているのかなと思いました。あと、憲法には、働くことは権利だけど義務でもあって絶対国民すべてが働くべきやいけないし、平和であることも約束されていることがわかりました。

○この勉強をして、憲法の三大原則や金沢市のとりくみなどいろいろなことがわかった。なかでも、憲法によって、子どもでも女性でも、だいぶくらしやすい世の中になっていると思った。戦争中や、その前は「女だから」とか「子どもなのに」とか、そういう差別がたくさんあったけど、今は憲法のおかげで差別なくいられるのでよかったです。これから先も、国民全員が住みやすくて平和な国を保っていきたいと思う。

これらの記述から、子どもたちが国民主権や基本的人権の尊重、平和主義などについて言葉だけで理解するのではなく、実感をともなって理解することができたので、自分なりの言葉で自分の生活につなげて表現することができていると感じた。

そして、憲法学習としての小単元のみに関する記述に留まらず、政治の学習と関連づけて、政治と憲法を別のものと分けて捉えるのではなく密接な関連があるということに子どもたちが気づいたことも成果である。

6. 成果と今後の課題

逸話を用いたことにより、政治に対する制限規範としての憲法の役割を子どもたちに理解させることができたことが成果である。

このように、実際の政治や憲法をすでにあるものとして子どもに受容させるのではなく、本来のあるべき姿を子どもたちに考えさせた上で、実際の政治や憲法の内容を学習させる過程をとることによって、子どもたちの社会認識を開かれたものにすることができるという授業開発を今後も授業実践によって検証していくことが今後の課題である。

註

*1 小林義典 “「日本国憲法・誕生のドラマ」の發問と授業づくり” 『社会科教育9月号』明治図書、2006、pp.30-34

*2 川原雅樹、松崎力 “向山実践の検証と再現！” 『社会科教育9月号』明治図書、2006、pp.93-98

*3 川口広美、丹生英治、田口紘子、伊藤直哉、池野範男 “見方・考え方を育成する小学校憲法学習の授業開発一小単元「権利を侵したのはだれ？」の場合” 『広島大学大学院教育学研究紀要第二部第56号』2007、pp.93-102

*4 文部科学省『小学校学習指導要領』平成20年3月告示、p.39

*5 第56回全国社会科教育学会第19回社会系教科教育学会合同研究大会課題研究発表資料 “『法的な思考』に基づく小学校政治学習の单元開発” 2007